



\*この進路室だよりはかならず保護者と一緒に読み合わせをしてください。

## 夏期休業を前にして

### ◆夏休みの目標は「受験基礎力の完成」

「夏を制する者は受験を制す」とか「受験の天王山」などとも言われる高3夏休み。しかし、焦りと不安ばかりを募らせても、多くの実りは得られません。これからの受験勉強で、まず必要なことは冷静に自分の実力を見つめること。できない自分を認めることは辛い作業ですが、その上で、有効な計画を立てて、一日一日の地道な努力を続けることが大切です。

### ◆三者懇談期間にするべきこと

では夏休みを前にして、この懇談期間にしておくべき事は何でしょうか？ **その第一は受験勉強（の習慣付け）です。** 期間中の14時以降は放課後であり、普段以上に学習に充てる事ができます。また、模試もないので今週末の土曜・日曜日も自分の限界まで学習する事ができるでしょう。そのなかで現在のあなたの最大値を見出すとともに、少しでも引き上げておく事ができれば、本格的な受験勉強に突入できます。

- 目標とする大学・学部・学科を明確にすること(保護者との意思疎通は必須です)。
- 自分の実力を把握し、これから合格のために必要な学力を確認すること。
- やるべきことをリストアップし、学習計画を立てること。
- 1日の生活時間・学習場所・学習時間(目標10時間)を決めること。

### 重要 「進路室からの諸連絡」

#### ① 令和6年度大学入学共通テスト「受験上の配慮申請」について【右面】

共通テストの受験案内が公表されました。皆さんには9月4日以降、学校から一斉配布してHRで記入説明などを行い、学校一括で出願します。なお、「障害等のある方への受験上の配慮」について出願前申請[8月1日(火)～9月22日(金)]が始まります。右面に該当し配慮を必要とする場合には、懇談会などを利用して学級担任までご相談ください。

#### ② 総合型選抜・推薦入試への対応について【裏面 県内国公立大学推薦一覧】

例年7月は各大学が入試要項を発表する時期であり、志望校の推薦入試を検討している生徒はこまめに各大学のホームページを参照したり、入試要項を取り寄せたりしましょう。総合型選抜の出願が9月であれば、夏休み中から準備が必要です。希望する生徒は、懇談会期間中に学級担任へ申し出てください。

#### ③ 三者懇談会中の進路指導室対応について

平日の懇談日には、進路指導室を17時まで開放し担当職員が常駐します。資料の閲覧などにご利用下さい。また進路室の担当職員と相談を希望される場合は、事前にご連絡下さい。

令和 6 年度  
大学入学者選抜に係る  
大学入学共通テスト

## 受験案内

出願	令和 6 年 9月 25日 (日)
期間	～ 10月 5日 (日) (同日複数回) ※ 試験場別出願一斉受付となります。
試験	令和 6 年 11月 13日 (土)・14日 (日)
期日	

※ 試験場、科目、受験要項については、大学入学共通テストの「受験案内」を参照してください。  
 ※ 試験場別出願一斉受付とは、試験場ごとに異なる出願期間を設けず、共通の出願期間を設定することです。  
 ※ 試験場別出願一斉受付の実施については、大学入学共通テストの「受験案内」を参照してください。

大学入学者選抜センター

## 4 障害等のある方への受験上の配慮

- (1) 大学入学共通テストの受験に際し、病気・負傷や障害等のために、解答方法、試験室、座席及び所持品等について、(2)のような配慮を希望する志願者は、令和5年10月5日(木)までに申請してください。大学入試センターは、志願者からの申請を審査の上、受験上の配慮事項を決定します。決定に当たっては、個々の症状や状態等を総合的に判断します。

この申請がなければ、各試験場では受験上の配慮を行いません。日常生活において使用している補聴器、松葉杖、車椅子等の使用を希望する場合も、受験上の配慮の申請が必要となりますので、申請し忘れないよう十分に注意してください。

なお、(3)に示すものは、受験上の配慮の申請は不要です。

受験上の配慮の対象となる者や配慮の具体的な内容、申請方法等は「**受験上の配慮案内〔障害等のある方への配慮案内〕**」に掲載しています。入手方法については、(5)を参照してください。

### (2) 区分別受験上の配慮事項の例

各区分の代表的な配慮事項の例は下表のとおりです。申請の際は必ず「**受験上の配慮案内**」を参照し、必要な配慮事項を申請してください。

区 分	対 象 と な る 者	配 慮 事 項 (例)
① 視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字による教育を受けている者</li> <li>両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者</li> <li>視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者</li> <li>上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点字解答・文字解答</li> <li>試験時間の延長</li> <li>拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付</li> <li>拡大鏡等の持参使用</li> <li>窓側の明るい座席を指定</li> <li>照明器具の持参使用又は試験場側での準備</li> </ul>
② 聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者</li> <li>上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳士等の配置</li> <li>注意事項等の文書による伝達</li> <li>座席を前列に指定</li> <li>補聴器又は人工内耳の装用</li> <li>リスニングの免除</li> </ul>
③ 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者</li> <li>両上肢の機能障害が著しい者</li> <li>上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チェック解答・代筆解答</li> <li>試験時間の延長</li> <li>介助者の配置</li> <li>試験室を1階に設定</li> <li>トイレに近い試験室で受験</li> <li>車椅子、杖の持参使用</li> <li>試験場への乗用車での入構</li> </ul>
④ 病弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験室を1階に設定</li> <li>杖の持参使用</li> <li>座席を試験室の出入口に近いところに指定</li> <li>別室の設定</li> </ul>
⑤ 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害等のため配慮を必要とする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験時間の延長</li> <li>チェック解答</li> <li>拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付</li> <li>注意事項等の文書による伝達</li> </ul>
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>①～⑤の区分以外で配慮を必要とする者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレに近い試験室で受験</li> <li>座席を試験室の出入口に近いところに指定</li> <li>別室の設定</li> </ul>